

(別記 1)

製粉工場等再編合理化事業

第1 事業の概要

本事業は、国内産の小麦、大麦及びはだか麦（以下「国内産麦」という。）の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉工場、精麦工場及び麦茶製造工場（以下「製粉工場等」という。）における製造コストの削減や効率的な加工体制の構築を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、製粉工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては第7の1に定める製粉工場等再編合理化事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を作成しなければならない。

なお、本事業の実施に当たり、事業実施主体は、原則として農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業再編計画の認定を併せて得るものとする。

1 製粉工場等の合理化

（1）製粉工場等の廃棄・撤去

- ア 製粉業等（製粉業、精麦業及び麦茶製造業をいう。以下同じ。）の廃業を伴う製粉工場等又は施設等の廃棄・撤去
- イ 製粉業等の廃業を伴わない製粉工場等の廃棄・撤去
- ウ 製粉工場等の一部の施設等の廃棄・撤去

（2）契約済麦の引取円滑化

契約済麦（（1）の取組の対象となった製粉工場等を所有する製粉企業等（製粉企業、精麦企業及び麦茶製造企業をいう。以下同じ。）が生産者団体等との間で民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下「民間流通要領」という。）に基づき締結したは種前契約の対象である国内産麦であって、製粉工場等の廃棄前までに使用しなかったものをいう。以下同じ。）の確実かつ円滑な引取りの促進

2 製粉工場等の体質強化

製造コストの削減に向けた製粉工場等の施設等の整備（これに伴う設備の移転を含む。）

3 製粉工場等の多角化

高付加価値化及び製造コストの削減に向けた製粉工場等の事業の多角化を目的とした施設等の整備（これに伴う設備の移転を含む。）

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び

「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 第 1 の 2 及び 3 の補助の対象となる機械器具設備は新品に限るものとし、第 1 の 1 の（1）及び 2 の取組においては、既存の機械器具設備の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の附帯施設のみの整備については、補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

第 3 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体の欄の製粉企業、精麦企業及び麦茶製造企業は、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- 1 中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定めるものをいう。以下同じ。）に限ること。
- 2 輸入麦及び民間流通麦（民間流通要領第 2 の 2 に定めるものをいう。）の買受実績について、直近 3 年の年間平均数量が、小麦で 100 トン以上又は大麦で 10 トン以上の製粉企業等であること。
- 3 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第 4 成果目標等

事業の成果目標等の内容は別表 1 に定めるとおりとし、実施要綱別表の採択要件の欄の農産局長が別に定める要件は、別表 2 に定めるとおりとする。

第 5 補助対象要件等

実施要綱別表の事業内容の欄の 2 の取組に係る補助対象要件等は、次のとおりとする。

- 1 製粉工場等の合理化
 - (1) 製粉工場等の廃棄・撤去
 - ア 補助対象となる製粉工場等補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画において、施設等の廃棄・撤去を行うこととしている製粉工場等（以下「廃棄工場」という。）とする。
 - イ 補助対象経費
 - (ア) 施設等の廃棄・撤去補助対象は、2 の（2）に掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（他の製粉工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。
なお、廃棄工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、製粉工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。
- (イ) 廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額の補填

- a 補助対象は、2の(2)に掲げる製粉工場等の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えて施設等は対象としない。
- b 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該製粉工場等においてaの耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、aの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。
- c 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
- (a) a又はbの施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかるわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
- (b) 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。
- (c) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それについてa、b並びにcの(a)及び(b)の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- d 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。事業実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価がcの(a)の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

(2) 契約済契の引取円滑化

ア 補助対象となる製粉企業等

補助対象となる製粉企業等は、事業実施計画において、廃棄工場を所有する製粉企業等の契約済麦について、当該製粉企業等に代わって引き取り、契約済麦の円滑な流通に寄与する製粉企業等（以下「契約済麦引取企業等」という。）とする。

イ 補助対象経費及び補助率

（ア）契約済麦引取企業等が廃棄工場の契約済麦を引き取る際に必要となる流通経費（廃棄工場の保管サイロ又は産地の生産者サイロ等の契約済麦の保管場所から契約済麦引取企業等の保管サイロまでの輸送運賃及び庫入出料）の実費を補助することとする。ただし、契約済麦に対して、民間流通要領第4の1の（1）のカの（エ）に基づき、民間流通連絡協議会において決定される条件付契約麦に対する生産者負担金（県間流通麦を引き取る場合の負担金をいう。）が、生産者から支払われる場合には、当該負担金の額を控除するものとする。

（イ）補助率は、定額とする。ただし、補助金は1,000円／トンを上限とする。

2 製粉工場等の体質強化

（1）補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画（第1の1の（1）のアの取組が再編合理化計画に含まれているものに限る。）において、製造コストの削減に向けた効率的な加工体制を構築するために施設等の整備を行うこととしている製粉工場等とする。

（2）補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

受入、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備及びその他製粉、精麦及び麦茶の製造に必要な設備の整備

イ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備

ウ その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

3 製粉工場等の多角化

（1）補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画（第1の1の（1）のいずれかの取組が再編合理化計画に含まれているものに限る。）において、高付加価値化及び製造コストの削減に向けて事業を多角化するために施設等の整備を行うこととしている製粉工場等とする。

（2）補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

- 麺、パン、プレミックスの製造に係る設備及びその他麦加工品の製造に必要な設備の整備
- イ　上屋等
- 2の（2）のイに掲げる経費
- ウ　その他
- 2の（2）のウに掲げる経費

第6 補助金の上限

本事業に係る補助金の上限は、1事業実施計画当たり4,000万円とする。

第7 事務手続

1 事業実施計画の作成等

（1）事業実施計画の作成

　　実施要綱第5に基づく事業実施計画は、別記様式第1号により作成するものとする。

（2）再編合理化計画の作成

ア　再編合理化計画の趣旨

　　事業実施計画に添付する再編合理化計画については、国内産麦の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉企業等において、既存の製造施設等を再編合理化することにより、製造コストの削減、高付加価値化等を行い、もって効率的な加工体制を構築することを旨とした計画とする。

イ　再編合理化計画作成主体

　　再編合理化計画は、事業実施主体が作成する。

　　なお、再編合理化計画の作成に当たっては、あらかじめ、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

ウ　再編合理化計画の作成

　　再編合理化計画は、別記様式第1号により作成するものとし、目標年度は計画作成年度から3年度以内とする。

（3）事業実施計画の承認等

　　ア　事業実施主体は、（1）により作成した事業実施計画及び（2）のウにより作成した再編合理化計画を、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に提出するものとする。

　　イ　農産局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、承認された事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとし、承認されなかった事業実施主体に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

　　ただし、農林水産省農産局長又は畜産局長が別に定める公募要領により選定された者が、当該公募要領により作成した事業実施計画に変更がない場合については、実施要綱第5の2の（4）の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

（4）事業実施計画書の変更

　　実施要綱第5の1の（2）の農産局長等が別に定める計画の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- ア 事業費の30%を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- イ 事業の中止又は廃止
- ウ 事業実施主体の変更
- エ その他農産局長が必要と認める場合

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第3号により、本事業の実施状況を農産局長に報告するものとする。
- (2) (1)の報告を受けた農産局長は、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業実施結果の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

(1) 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、再編合理化計画の目標年度の翌年度において、再編合理化計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長による事業評価

ア (1)により報告を受けた農産局長は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が再編合理化計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 農産局長は、アの評価の結果、再編合理化計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより農産局長から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し速やかに農産局長に報告するものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

農産局長は、(2)による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(4) その他

農産局長は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第8 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別表1)

成果目標等
<p>1 成果目標</p> <p>(1) 成果目標は、次に掲げる目標を設定するものとする。</p> <p>ア 本事業の実施後の製品重量当たりの製造コストを5%以上削減（複数の製粉企業等による事業実施計画においては、再編前の各工場の製造コストを加重平均した製造コストから7.5%以上削減）</p> <p>イ 本事業の実施後の工場における稼働率を5ポイント以上増加（複数の製粉企業等による事業実施計画においては、再編前の各工場の稼働率を加重平均した稼働率から7.5ポイント以上増加）させ、70%以上とする。</p> <p>(2) 第1の1の(1)のアの取組のみを行う事業実施主体は、1の(1)の成果目標を必要とせず、対象廃棄工場における契約済麦が生じないこと又は対象廃棄工場から他の製粉工場等への契約済麦の引渡し100%を成果目標とする。</p> <p>2 目標年度</p> <p>本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。</p>

(別表2)

採択要件
<p>採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p>
<p>(1) 第1の1の(1)のアの取組を行う場合は、契約済麦の引渡しを確実に実施すること。</p>
<p>(2) 第1の2の取組を行う場合は、単独又は複数の製粉企業等による事業実施計画において、第1の1の(1)のアの取組を併せて実施することとし、再編合理化後の日産設備能力の削減を図ること。</p>
<p>(3) 第1の2及び3の取組を行う場合は、本事業の実施後の事業実施主体の国内産麦の引取量の増加を図ること。</p>
<p>(4) 第1の3の取組を行う場合は、単独又は複数の製粉企業等による事業実施計画において、第1の1の(1)のいずれかの取組を行うものであって、整備する施設等は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限ること。</p>
<p>(5) 第1の3の取組を行う場合は、多角化した企業の販売金額又は販売数量の5%以上の増加を図ること。</p>
<p>(6) 第1の2及び3の取組を行う場合には、原則として、1事業実施計画当たりの総事業費（第1の1に係る事業費を除く。）が4,000万円以上であること。</p>